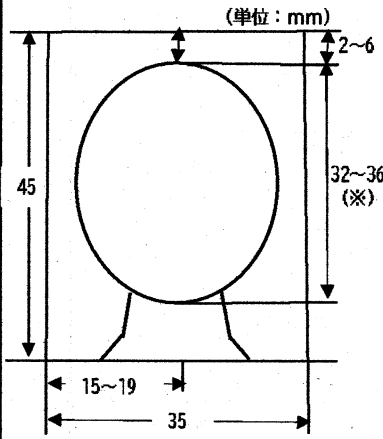


旅券(パスポート)の申請案内

住所又は居所の所在地を管轄する市町村の旅券窓口申請してください。

申請に必要な書類

1. 一般旅券発給申請書 1通 (記入例は次ページ)	● 18歳以上の方は10年用と5年用のどちらかを選んで記入してください。 ● 18歳未満の方は5年用しか申請できません。				
2. 戸籍謄(抄)本 1通 (発行日から6か月以内の原本)	● 家族で同時に申請する場合で戸籍が同一の場合は戸籍謄本を1通とすることができます。 ● 「有効期間内の申請」で旅券の氏名、本籍の都道府県名及び性別に変更がない場合は戸籍謄(抄)本の提出は省略できます。ただし、申請書の本籍欄には地番まで記入する必要があるため、正確な本籍を把握しておいてください。				
3. 写真 1枚 *提出された写真がそのまま旅券に転写されます。規格を満たした写真を申請書に貼らずにお持ちください。  (単位: mm) 45 (縦) 32~36 (縦, ※) 2~6 (横) 15~19 (横) 35 (横) ※顔の寸法は、頭頂からあごまでです。	1. 申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの 2. 申請日から6か月以内に撮影されたもの 3. ふちなしで、左図画面の各寸法を満たすもの 4. 無帽であるもの 5. 背景(影を含む)がないもの 6. 輪郭が露出しているもの ふさわしくない写真の例(次の写真は受付できません) ×写真にキズや汚れのあるもの、不鮮明なもの、変色のおそれがあるもの ×背景と人物の境目が分かりにくいもの、椅子等背景があるもの ×表情が平常と著しく異なるもの(例えば、口を開き歯が必要以上に見えているもの) ×カラーコンタクトレンズ・瞳のフチを広げるコンタクトレンズを装着したもの ×目元や輪郭がはっきり確認できないもの ×メガネのレンズに光が反射しているもの、フレームが目にかかっているもの ×目の周辺に、髪の毛・メガネ等の一部(影を含む)がかかっているもの ×サングラス・マスク・大きめのイヤリング・長すぎる前髪・幅の広いヘアバンドなどで顔の器官や頭部が隠れているもの ×デジタル写真等で画質の劣るもの(粒子の粗いもの) ×美白処理など画像修正・画像加工しているもの ※詳しくは外務省HP「パスポート申請用写真の規格」をご参照ください。				
4. 本人確認のための書類 有効な原本(写しは不可) *本人確認書類の氏名、生年月日、住所、本籍等は戸籍や住民登録の内容と一致するものに限ります。 *小学生以下のお子様の申請で、右のものをお持ちでない場合、親権者の身元確認書類を右に準じてお持ちください。 *いずれの書類も提示できない方は、事前にお問い合わせください。 *代理提出する場合は、申請者本人と代理人、それぞれの本人確認書類が必要です。	① 1つでよいもの ☐ 日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む。ただし、氏名・本籍に変更がある場合は戸籍謄(抄)本で変更の経緯が確認できること) ☐ 運転免許証 ☐ 船員手帳 ☐ 海技免状 ☐ 小型船舶操縦免許証 ☐ 猟銃・空気銃所持許可証 ☐ 戦傷病者手帳 ☐ 宅地建物取引士証 ☐ 電気工事士免状 ☐ 無線従事者免許証 ☐ 認定電気工事従事者認定証 ☐ 特種電気工事資格者認定証 ☐ 耐空検査員の証 ☐ 航空従事者技能証明書 ☐ 運航管理者技能検定合格証明書 ☐ 動力車操縦者運転免許証 ☐ 教習資格認定証 ☐ 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書 ☐ 個人番号カード(マイナンバーカード) ☐ 写真付き住民基本台帳カード ☐ 写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの) ☐ 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの) ② 2つ必要なもの(①の書類がない場合。ア欄とイ欄から各1つずつ、またはア欄から2つ) <table border="1"> <tr> <td data-bbox="478 1590 550 1814">ア</td> <td data-bbox="550 1590 1444 1814"> ☐ 健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証 ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 共済組合員証 ☐ 後期高齢者医療被保険者証 ☐ 国民年金手帳 ☐ 基礎年金番号通知書 ☐ 国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書 ☐ 共済年金若しくは恩給等の証書 ☐ 印鑑登録証明書(発行日から6か月以内の原本)及び実印(申請書への押印が必要です。) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1814 550 1904">イ</td> <td data-bbox="550 1814 1444 1904"> 学生証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真を貼り付けたもの </td> </tr> </table>	ア	☐ 健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証 ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 共済組合員証 ☐ 後期高齢者医療被保険者証 ☐ 国民年金手帳 ☐ 基礎年金番号通知書 ☐ 国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書 ☐ 共済年金若しくは恩給等の証書 ☐ 印鑑登録証明書(発行日から6か月以内の原本)及び実印(申請書への押印が必要です。)	イ	学生証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真を貼り付けたもの
ア	☐ 健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証 ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 共済組合員証 ☐ 後期高齢者医療被保険者証 ☐ 国民年金手帳 ☐ 基礎年金番号通知書 ☐ 国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書 ☐ 共済年金若しくは恩給等の証書 ☐ 印鑑登録証明書(発行日から6か月以内の原本)及び実印(申請書への押印が必要です。)				
イ	学生証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真を貼り付けたもの				
5. 前回の旅券(パスポート)	有効期間内の旅券(パスポート)は必ずお持ちください。確認のため失効している場合もお持ちください。				
6. その他	1. 上記書類では旅券作成に必要な事項が十分確認できない場合は、他の書類の提出を求められることがあります。 2. 居所で申請する場合は、住民票の写し(発行日から6か月以内のもの)及び居所が確認できる書類が必要です(事前にお問い合わせください)。				

記入例

※申請書は機械で読み取るので、折ったり汚したりしないでください。

- ◎ 黒又は青の濃いボールペン（インク）で枠からはみ出さないように使用してください。（消しゴムなどで消せるインクを使用したボールペンは使用できません。）
- ◎ この部分は必ず申請者本人が記入してください。
- ◎ 記入ミスは、二本線（黒線）で消して訂正してください。（修正液は不可）
なお、「所持人自署欄」の訂正はできません。

所持人自署

この署名はそのまま旅券に転写されます。必ず申請者本人が記入してください。日本語、外国語を問いません。（ひらがなも可）

Jiro Koraku

乳幼児又は身体の障害等で署名できない場合は、法定代理人等が代理署名することができます。

後楽 次郎

後楽 一郎(父)代筆

Jiro Koraku
by I.KORAKU(Father)

所持人自署欄は訂正できません。

良くない例

(はみ出し)

Jiro Koraku

(なぞり書き)

後楽 次郎

(かすれ)

後楽 次郎

刑罰等関係欄

ひとつでも「はい」に該当する場合は、事前に岡山県（086-256-1000）にお問い合わせください。

日本国内の緊急連絡先

渡航中の国内の連絡先を記入してください。（一緒に渡航しない人）

新規・切替 18		一般旅券発給申請書		5年用	
受理年月日		受理番号			
窓口記入欄	この欄には記入しないでください				確認
有効期間	☒	発行年月日		交付年月日	
氏名	姓 <u>コウラク</u> 名 <u>ジロウ</u> 姓 <u>後楽</u> 名 <u>次郎</u> 姓 <u>KORAKU</u> 名 <u>JIRO</u>				
性別	☒ 男 ☐ 女	生年月日	年 <u>5</u> 月 <u>0</u> 日 <u>4</u> 年 <u>0</u> 月 <u>0</u> 日 <u>2</u>		
本籍	岡山県 岡山市北区内山下〇丁目〇番				
旅券番号	MN1234567 発行年月日 20100512				
所持人自署	後楽 次郎				
現住所	〒700-0026 岡山県岡山市北区幸違町2丁目2番1号 西ロハイツ805号				
電話	086 (256) 1000 携帯 090 (0000) XXXX				
日本国内の緊急連絡先	氏名 後楽 太郎 申請者との関係 兄 電話 086 (256) XXXX				
刑罰等関係欄	1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。 ☐ はい ☒ いいえ 2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 ☐ はい ☒ いいえ 3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならぬ状態にありますか。 ☐ はい ☒ いいえ 4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 ☐ はい ☒ いいえ 5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を使用して(未遂を含む)、日本国法令により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 ☐ はい ☒ いいえ 6. 国の強迫等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。 ☐ はい ☒ いいえ				
外国籍	現在外国の国籍を有していますか。 ☐ はい ☒ いいえ				
国籍	「はい」の場合 どの国の国籍ですか。 取得年月日 年 月 日				
出生	どのような方法で取得しましたか。 外国籍の父又は母の子として出生 ☐ 外国での出生 ☐ 外国人との婚姻又は養子縁組 ☐ 帰化申請又は国籍取得届出 ☐				

この欄には記入しないでください

外務省 領事課 14 岡山県 岡山県庁 15 岡山県 岡山県庁 16 岡山県 岡山県庁 17 岡山県 岡山県庁 18 岡山県 岡山県庁

■ヘボン式ローマ字について、次のものは下記の綴りになります(誤りやすいので注意して記入してください)。
※一度登録した氏名表記は変更できません。

し	SHI	ふ	FU	しゃ	SHA	ちゃ	CHA	じゃ	JA	りよ	RYO
ち	CHI	じ・ぢ	JI	しゅ	SHU	ちゅ	CHU	じゅ	JU		
つ	TSU	ず・づ	ZU	しょ	SHO	ちょ	CHO	じょ	JO		

長音:記入しない。

(例) うりゅう	URYU	ゆうこ	YUKO
(例) おおた	OTA	ようこ	YOKO

促音:子音を重ねて示す。 (例) はっとり HATTORI
ただし、Cの時はCの前にTを加える。 (例) ほっち HOTCHI

撥音: B・M・Pの前にNの代わりにMをおく。(例) なんば NAMBA ほんま HOMMA さんぺい SAMPEI

[illegible]

ハボン式以外のローマ字による氏名表記を希望する場合は、申請される旅券窓口にお問い合わせください。

法定代理人署名

申請者が未成年者の場合は親権者が、成年被後見人の場合は成年後見人が署名してください。

※成年年齢の引き下げにより、
令和4年4月1日から、
18歳以上の方は親権者の
同意が不要です。

**代理提出する場合のみ記入
してください。**
(なお、有効な旅券を紛
失・焼失した方、刑罰等関
係欄に該当のある方、居所
申請を希望する方の申請は、
代理提出はできません。)

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第3条第1項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたします。申し出ます。

令和 年 月 日

引受人氏名 後楽 園子 申請者との関係 妻

引受人住所 岡山県岡山市北区奉還町2丁目2番1号西口ハイツ805号

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人白署は本人自筆のもの（又は適正な記名）であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことがありません。

令和 年 月 日 連絡先電話番号 086 (256) 1000

生年月日 明治・大正 (昭和) 平成・令和 51年 10月 10日

注意事項

1. 市役所の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確定するに足る書類等を提示（出）してください。
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

申請者本人が必ず記入してください。

代理人(引受人)の方が
記入してください。

★申請についての注意事項

有効期間内の申請

下記のいずれかに該当する方は、有効な旅券を返納し、新たな旅券に切り替えることができます（ただし、残りの有効期間は切り捨てとなります）。

- 旅券の残りの期間が1年未満になった場合
- 氏名・本籍の都道府県名など記載事項に変更が生じた場合（今お持ちの旅券と有効期間満了日が同じになる記載事項変更旅券の申請もできます。）
- 旅券査証欄の余白がなくなった場合（旅券1冊につき、1回に限り増補もできます。）
- 旅券を著しく損傷した場合

受 領

- 旅券の受領には、必ず申請者本人がおいでください。代理受領はできません。
- 申請した旅券は6か月以内に必ず受領してください。受領しない場合は失効します。

手 数 料

手数料は受領の際に岡山県収入証紙及び収入印紙で納付していただきます。

種 類	岡山県収入証紙	収入印紙	合 計
10年有効旅券	2,000円	14,000円	16,000円
5年有効旅券(申請時12歳以上)	2,000円	9,000円	11,000円
5年有効旅券(申請時12歳未満)	2,000円	4,000円	6,000円
記載事項変更旅券	2,000円	4,000円	6,000円

★事前にお問い合わせください

- 次の場合は、他の書類の提出を求める場合がありますので、事前に市町村旅券窓口にお問い合わせください。
 - 居所で申請する場合（居所に居住していることが確認できる書類 等）
 - ヘボン式以外のローマ字による氏名表記を希望する場合
- 次の場合は、外務省の審査を受ける必要がありますので、事前に岡山県県民生活部国際課海外渡航班（TEL. 086-256-1000）にお問い合わせください。
 - 刑罰等関係欄に該当のある方の旅券を申請する場合

★旅券窓口のご案内

※緊急発給（海外で親族が事故に遭った等の理由により緊急に旅券が必要な場合）・早期発給については、岡山県県民生活部国際課海外渡航班（TEL. 086-256-1000）にお問い合わせください。